

M0 船の浸水防止措置に関する事項

改正要領

自動化設備規則検査要領

改正事項

M0 船の浸水防止措置に関する事項

改正理由

本会は、SOLAS II-1 章第 48 規則に基づき、無人化された機関室に設置される船体付弁及びビルジ吸引系統に使用される操作弁は、浸水時に浸水を防止するため、船員が当該装置まで到達し操作するために要する時間を十分確保できる位置に設置するよう規定している。

しかしながら、当該規定の対象となるビルジ吸引系統に使用される操作弁について、適用対象が一部不明確であったことから、IACS は、浸水の原因となり得る海水吸入管と連結する危急ビルジ吸引系統を、当該規定の適用対象とすべきである旨合意し、2011 年 10 月、IACS 統一解釈 SC251 として採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC251 に基づき関連規定を改めた。

改正内容

「ビルジ吸引系統」とは、危急ビルジ吸引系統を示す旨規定した。